

『非蔵人盟約』と『歎歌道之興廢俳諧長歌二首』 解題と翻刻

——非蔵人の誠めと戯れ——

藤	大	加	山	大
原	山	藤	中	谷
静	和	弓	延	俊
香	哉	枝	之	太

本稿は、京都女子大学所蔵蘆庵文庫の（Ⅰ）『非蔵人盟約』（整理番号七―一三、目録通番八二五）、『非蔵人誓約等書留』（整理番号大―二四、目録通番一二八七）のうち「誓約之事」、および（Ⅱ）『歎歌道之興廢俳諧長歌二首』（整理番号三―一五、目録通番四六六。挟み込まれていた「狂歌書付一紙」も含む）の解題ならびに翻刻である。

〔翻刻凡例〕

- 一、翻字は原則として原本通りとする。但、以下の項目については改めたところがある。
- 一、旧字体・異体字・合字は原則として通行の字体に改めた。

一、適宜、句読点・並列点を施し清濁を分かった。

一、丁の表・裏の移り目は「」で示した。

一、割書部分は（ ）で括り示した。

一、「非蔵人盟約」については、改行箇所は / で示した。

一、見せ消ち部分は網掛けで示した。また、墨減部分は抹消線で示した。

一、虫損・抹消等による判読不能箇所は、字数が判る場合は□で、判らない場合は「」で示した。

一、単純な誤字訂正と認められる箇所は、改めた後の形で翻字したことがある。

一、その他、私の注記事項は（ ）で示した。

## (I) 非蔵人盟約

### 〔解題〕

「非蔵人盟約」とは、禁中小番を務める非蔵人たちが守るべき心得を書き記した誓約書である。蘆庵文庫には、二点の盟約書留が所蔵されており、その書誌は次の通りである。

- (1) 整理書名、『非蔵人盟約』。筆者、藤島宗韶・藤島宗順(筆跡による)。整理番号、七―一三。目録通番、八二五。外題、なし(表紙なし)。内題、「盟約」。成立、江戸中期。装訂・数量、一包折紙綴一冊。寸法、縦一六・五×横三四・九糎。丁数、全二四丁。料紙、楮紙。包紙上書、「小番所に有之誓約之留」。内容、①宝暦二年(一七五二)、②宝暦七年(一七五七)、③安永六年(一七七七)、④年時不詳、⑤延享元年(一七四四)、

⑥⑦安永五年（一七七六）、⑧宝暦二年、⑨正徳四年（一七二四）、⑩延享元年の計一〇種の「非藏人盟約」よりなる。

(2) 整理書名、『非藏人盟約等書留』。筆者、藤島宗順（筆跡による）。整理番号、大―二四。目録通番、一―二八七。外題、なし（表紙なし）。内題、「盟約」。成立、江戸中期。装訂・数量、包紙二紙・折紙三紙。寸法、縦三〇・七×横四三・一。料紙、楮紙。包紙上書、（外包上書）「中宮御乞物／非藏人誓約の事／燈滅の事」、藤島益雄氏筆。（包紙上書）「中宮御所御肝煎／并非藏人等乞物」。内容、⑪明和九年二月付「誓約之事」折紙一紙。他に「燈滅之事」折紙一紙、「口上之覚」折紙一紙の二通と共に一包み。

盟約の日付は、正徳四年（一七二四）のものも古く、ついで延享元年（一七四四）、宝暦二年（一七五二）、宝暦七年（一七五七）、明和九年（一七七二）、安永五年（一七七六）、安永六年（一七七七）に至る。年号不明の一通と合わせて、計十一通の盟約が確認できる。なお、安永五年十二月四日付の二通（⑥・⑦）は同じ時のものでほぼ同内容である。これらの資料は、いずれも、その筆跡から新日吉神社祠官で非藏人であった藤島宗韶（一七二九―一七八九）ならびに、その息子の藤島宗順（一七五六―一八二二）による手控えであると考えられる。十一通の盟約ごとに、料紙や保存状態が異なり筆致にも違いがあることから、別々の時期に折紙に書写したものを、後に合綴したものである。

非藏人は非藏人奉行（公卿二人、月番制）の統轄下に三番（のちには四番）制の小番を組んで三日に一度の頻度で内裏へ出勤し、殿上での行事の敷設や雑役に従事していた。常時五十人ほどが詰所にいたが、その統括責任者である番頭は、非藏人日記と呼ばれる職掌日記も記録していた。②のように単署の誓約書も含まれるが、宗韶によって記された①の末には「右誓約一統実名相印／番頭江附之」とある。さらに、この①が記された宝暦二年十二月七

日の『藤島宗韶日記』（大一一三）には、「一、今般誓約一紙、一統実名相印、番頭へ付之。其文如左。」とあり、つづけて①と同じの誓約が書き留められている。よって、誓約書の多くは各番の番頭へ連名で提出したものと推察される。(1)『「非藏人盟約」』の包紙上書に「小番所に之誓約之留」とあるように、提出された誓約書は禁裏小番所に保管されており、正徳・延享といった古い誓約も同所に所蔵されていたものを転写したと考えられる。

しかも、誓約書は折に触れての提出が要請されたと思しい。『藤島宗韶日記』（大三一九）の安永六年二月三日の条に、「一、今日より結改」とあり、新しい番の一覧が示された後、「一、非常参勤。是迄結改度々書改、御両役所奉行衆進所、自今別紙書付、二月進、八月不進旨申入。一、一統申合ヶ条書付、惣中示畢。」と記されている。また、⑧の誓約の末には「尤毎年小番結改之時節、更於番々従頭人可示教。其時可覧一統壁書也。」とある。ここから、禁裏小番が結改され新しい番になる度に、番頭から非藏人として守るべき事項が壁書で示され、非藏人たちはそれを見て誓約書を提出していた可能性が考えられる。なお、伝存する誓約書の日付は、正月が三通、二月が一通、七月が一通、十一月が一通、十二月が四通（⑥・⑦を一通とする）、不明が二通であり、大半は暮れから年明けのものである。

また、宗順によって記された安永五年十二月四日付の⑥・⑦は、前述の通りほぼ同内容であるが、『藤島宗順日記』（大一一五）の同日条に、「一、申合事有之。若輩衆中羽倉豊州亭集会」とある、この「申合」に当たると考えられる。他の資料とは異なり、見出しが「規定」とあることから、盟約とは別に若手の非藏人たちが羽倉信美宅に集まり、非藏人として守るべき事項を相談してまとめたものと考えられる。⑥への書人が⑦の本文となり、さらに⑦にも修正が書き加えられ推敲を重ねていることから、これらの盟約が必ずしも上から強制されてのものとは限らず、彼らの自発的な行為である一面も有していたことが覗われもする。

さて、盟約の内容は、宮中にある物を大切にすること、堂上人へは礼儀を払うこと、番頭は父のごとく敬うこと、といった勤務に際する注意事項が列挙されるほか、酒は飲み過ぎてはならぬといった、日常生活の心得も書き留められている。学芸に関する記述も見られ、たとえば②には藤島宗留の筆跡で「官暇には、学問・手跡・風雅の道、相嗜み、上古の風を学び、心の内外に弁ふべき事、専要々々。」と記されている。ここから非藏人にとって学芸は、あくまでも「官暇」にたしなむべき教養であつたことがわかる。蘆庵文庫には数々の和歌資料が所蔵されているが、非藏人たちにとって和歌をはじめとする文芸とは、公家たちのように一種の職務として要請されたものでもなければ、地下人たちの多くのように、趣味や習い事でもなかった。堂上と地下の境界に位置する存在である非藏人の文芸は、必ずしも伝統に縛られることなく時代に即応する柔軟性を有し、かつ、非藏人仲間の連帯の意識の中で、慰みごとで終わらず、教養を高め身を修する役割を果たしていたと考えられる。

時代が下るにしたがつて、非藏人を取り巻く環境は変化していく。幕末の公家社会では、困窮した公家の中には子弟の教育もままならない者も出てくる。そのような折、御所内に公家社会の頽廃回復を目的とした「学習院」なる公的教育機関が設立されることとなる。この学習院は、主として貧しい公家の子弟を対象としていたが、広く京都御所に出仕する人々にも入門が呼びかけられた。参加者の意識はまちまちであり、怠惰なため名簿からはみだされるものもいたという。そのような中で、非藏人の子弟たちが、その勤勉ぶりから褒賞を得たことがあった（本多辰次郎「学習院創設及其沿革」『史学雑誌』二六編四号 一九一五年四月、小林丈広『明治維新と京都—公家社会の解体—臨川選書 一九九八年）。彼らが褒賞を得ることができたその背景には、『非藏人盟約』に見られるような前代の非藏人たちが横の繋がりを意識し、規律を守り勉学に励んできた歴史があつたのである。

〔翻刻〕

(1) 『非藏人盟約』(七—一三)

小番所ニ有之誓約之留(包紙表書)

①

盟約

一、古格式堅守ハ義也。忘ノ之阿諛ハ不義也。若不ノ義之輩有之バ、相互急度ノ可令諷諫候事。

一、湯帷子取扱一向致間敷事。ノ其人其家来品ヲ付、入魂有ノ之とも、其品ヲ知時ハ決シテノ理可申事。

一、襪取扱同事。無遠慮理ノ可申勿論、紐結候事茂可為ノ同事事。ノ但、撰家方宮方門跡方大臣方、ノ制之外也。

於御頼ハ可応御求候也。

一、葛籠より夜の物取入之事、ノ一切致間敷事。万一入魂ノ之人有之候とも、不可申取合。及ノ再応候者、先告番

頭而後、ノ急度理可申事。』(一才)

一、沓取扱一切致間敷事。ノ右条事、堅固可相守、ノ今更雖不及令誓約候、当ノ時之勢イ若有頼之人候而、ノ於一

分有難辞事乎。後來ノ存計而令是盟約者也。ノ聊背約之輩於有之者、ノ可蒙ノ氏神之御罰者也。

年月日

右誓約一統実名相印ノ番頭江附之。

宝曆二年十二月七日 一(一ウ)

②

忠孝之道專可相守。仕ノ官之者不忘忠、必廢公務ノ不可称私用。在家者不忘ノ孝、朝々暮々可守其道事。

一、朝廷之礼儀父祖之／先式身分ヲ弁慎守、上下／之礼有て凡職之姿を／くずされざる様肝要。

一、番頭ハ父のごとく、先輩ハ兄／のごとく敬之、先輩は後輩ヲ／憐ことあたかも弟のごとく／引立、古実先式を  
教聞セ、／後輩ハ何事ニよらず不被知／ことを尋聞、先輩の命ニ従ヒ、／先後輩之礼節正敷相守、／後輩とい  
へども年我より高くハ／礼節先輩ニ等シ。年我より／下くといへども、先輩を後輩」(2才)より侮ことなく  
礼節ヲ本とし、／たとへ恨がましき事ありとて、／後日ニ是を報はんとする事／なく、交を水のごとくにして  
／打やはらぎ、相互ニ助合、／御用遲滞ニならぬ様勤／はげみ、しかし、何ニ而も奉公勤と／斗心得バ、勞斗  
にして勤にハ／あらず。却而不忠にして／仲間の為に害成事あるべし。／ふかく是をわきまへ勤、／官暇にハ、  
学文手跡／風雅之道相嗜、上古の／風を学、心之内外に可／弁事専要々々  
宝曆第七初秋

忠詔 「(2ウ)

③

一、慕古風、慎放埒、為私用／不可怠公務、万事間繕／先輩、互風諫而可慎進／退事。

一、平日詰番之番頭、御／兩役所江参居、或御用向／ニ而往反之節、詰合之人体／被申合、万事可被心添候。／尤  
覚悟之事ニ候得共、不／寄何事、番頭江者勿論、／詰合之人江申置、間違無之／様可被心附候事。

一、御用参勤者勿論、当番／番詰之刻限、必遅参有之／間敷事。

一、平日辰刻必狩衣可有／着用事。

一、預り之役々不怠様可心附事。

一、番代之事、不洩様番頭へ／可被相届事并翌日被」(3才) 相移候人渡有之間敷、／御用残之節、無人無之様／

被心附、番代可有之事。

一、紛失物之事ハ銘々盟ノ約有之候得者、更ニケ条ニノ不書上候事。

一、詰合先輩後輩被申合、ノ片寄有之間敷事。

一、不寄何拝借之品、翌番迄ノ急度返上可有之。若及遅ノ滞候者、番頭へ可被相届事。

一、平日休息專一二無之様ノ可被心得事。

一、乞物一々番頭へ不洩様ノ可被相届事。

一、火用心可為專一事。

右之ケ条各覺悟之義ニ候ノ得共、奉行衆被仰渡茂有ノ之候間、弥以自今急度ノ可被相守者也。

安永六年正月

右之ケ条認一統示畢。」(3ウ)

④

一、小番其外御用參勤ノ無懈怠可相務事。

一、於他所御内之取沙汰ノ可為無用事。ノ但、世上ニ知間敷事ヲ制意也。

一、新規之企、又新法之事ノ許容有間敷、其儀アラバ一統ノ衆評之上可決事。

一、御台所取次已下応対ノ勿失節事。ノ雖為私談於敷居(表御ノ堺)外、応ノ対可為無用事。

一、法中參 内之時、入ノ魂出逢時儀、对其僧ノ礼節過分之体有間敷事、ノ勿論饗応ケ間敷儀ノ一切有間敷事。」

(4オ)

一、高声ニ而傍輩ヲ呼ノとき不可称殿事。



此外巨細之事、以／此趣意可要。 」（4ウ）

⑤

誓約之事

一、御膳上り物の取あつかひ、御殿廻り御道具／雑具ニいたるまで破損紛失なき様ニ相守り候事。／尤面々覚悟之事ニ候へども、別而向後は心を付／相慎候事肝要に候也。并御文庫一切之／御道具出入大切ニ僉末なきやうに可仕事、／同前候也。

一、御奉公大切にいたし忠孝之道相嗜各／格式忘失無之様ニ可被心得候。

一、於小番所起居進退等粗暴のふるまひ／有之間敷候。尤堂上歴々に対し失礼／なく応対心をつけ、可被相慎候。菟角／其身の不敬より思ひよらぬ事を出来候間、／弱輩之衆々別而平生のたしなみ／第一の事ニ候。

一、於清所口御用之諸具朝夕の認等／に至まで、とりあつかひ放埒なきやうに、／かりにも不法粗言なきやうに戒あるべく候。

一、於小番所卑俗の戯雑談可被相慎候。／尤たがひに和談候而争論なく、老分の／衆は弱輩之輩へ何事も無如在指南／候而懇切に有度候。尤着用之具まぎ／らは敷事なきやうに可被相慎候。銘々／自古来簇（群力）性御吟味殊に／院之御制禁も有之候上は、いよ／相互吟味あるべく候。

一、遊所の徘徊群聚の戯場、自古来／御制禁候。弱年の衆は別而物珍敷人立の／場所往反、不図卒爾の事出来候は、／（5オ）臍をくひ候ともかへらぬ事、父祖の名も／けがし、いひかひなき仕方出来候ま、敬／戒第一の事候也。

一、小番所にかぎらず他所たりといへども、／博奕之類勝負ケ間敷義堅可停／止候事。

一、酒は量なしといへども、御制禁の／三献にすぐ間布候。

右ヶ条自今別而たがひに可相慎候。／四海昇平／聖明の御代につかへ奉り、鏡の物を／照すごとく清粹に候へば、是非善悪／早速露見候。平生意風雅の稽古は／人々有度事ニ候。能々思慮候而万事／敬肝要ニ候。物極而は改たまるは必然の／理に候へば、又元和寛永の時節／のやうに召遣候半也。面々思ひ／くたさぬやうに長久に相勤度候。／若違犯之輩は先祖の神罰ヲ／可被蒙事ニ候。仍一統誓約如／斯ニ候也。

延享元年十二月「(5ウ)

⑥

規定

一、小番大切可出（精力）情事／參勤刻限不及遲滯様可相励。且／触加番所旁相扶參勤可有之事。

一五、対高貴失敬無之様／第一之事。

□七、先輩者勿論先後老若／之礼節不可混事。

一三、番所々々格式乱間敷事。

一四、於詰所雜談閑所江一人／立入等之儀有之間敷事。

一六、雖為貴人命背古格之／儀、以自己之北似了簡不可有／許容事。

□八、清所口闔之外江出并猥ニ／私之入魂堅無用之事。

一九、雖為輕少之品自宅江私ニ引／「(6才)取事可相慎事。

□二、宮中之事於他所話談／堅可相慎事。

一、諸家之家来且取次以下江／乱礼儀応対有之間敷事。

右之条々可相守事、在／宮中者勿論於他所亦不法之／進退無之様堅可相慎儼、近／来之風儀不存古風鄙／俗ニ相流候間、身分相応之／心掛有之度事、一統誓約／有之。上者雖為覺悟之事、若／輩更令示談条目相定／候。自今規定ニ相背不信不／実之人於有之者、相互ニ可令／諷諫、尤平生之交、疎情隔／意不可有之事。

安永五申十二月四日 一(6ウ)

⑦

規定

- 一、小番大切可出情事(精力)／參勤刻限不及遲滯様可相助。且／觸加番所劳相扶參勤可有之事。
  - 一、宮中之事於他所話談／堅可相慎事。
  - 一、番所々々格式乱問敷事。
  - 一、於詰所雜談閑所江一人／立入等之儀有之間敷事。
  - 一、对高貴失敬無之様／第一之事。
  - 一、雖為貴人之命、背古格<sub>北</sub>／儀、以自己之了簡不可有／許容事。
  - 一、先輩者勿論先後老／若<sub>北</sub>礼節不可混事。
  - 一、清所口闌外江出并猥<sub>ニ</sub>／私之入魂堅無用之事。
  - 一、雖為輕少之品自宅江私<sub>ニ</sub>／引取事可相慎事。一(7才)
  - 一、諸家々来且取次以下江／乱礼儀応对有之間敷事。
- 右之条々可相守事、在／宮中者勿論於他所亦不法之／進退無之様堅可相慎、／近来之風儀不存古風鄙／俗ニ相流候間、身分相応之／心掛<sub>覚悟</sub>有之度事、一統誓<sub>誓</sub>／約有之。雖為覺悟之事／若輩更令<sub>示</sub>談条目／相定候。自今規定ニ相背不信

不実之輩於有之者、／相互ニ可令諷諫。尤平生／之交接疎情隔意不可／有之事。

安永五申十二月四日 一（7ウ）

⑧

誓約

一、今般（宝曆／二年）壁書之条々／堅固可相守事。

一、御詰端内々外様之番所／参番勤方交等之事。／盟約之条々堅固可相守事。

一、納言已下江用達文体／等之事。／雖為御用不書宛所、／月日之下実名、其傍ニ称号／呼名可書之。且私用は／格別といへども御機嫌と書事／可為停止。勿論於言語も／可有其心得事。

一、役人衆其外近習内々外様／衆中、於小番所有所勞時之事／番頭番頭代或は可然老輩江／諸事可相尋。必自己之了簡」（8オ）并一人シテ介抱可為無用事。

一、表使應對之事／彼身柄赤縁之外高麗／縁ヲ不能踏事。是以テみる時は／婦人といへども應對甚／過分ニ候。言語已下常々／心得可有之事。

一、於内玄関應對之事。／威儀進退己ヲ可相嗜事。

一、対礼之事。／撰家方宮方門跡方大臣方／右之御方於 宮中は／平伏勿論、或は御退出／之砌於御車寄は其家／人ヲ呼、階上ニ見合居、至／布袋様戸給ふ時階ヲ／降るべし。或御家人不為／具時アリ待合御家人」（8ウ）御沓ヲ持進ムとき階ヲ／降片手ヲ階ニ置、膝ヲ敷石ニ／つけずして沓ヲ着給ふ／とき可為蹲踞也。且御家人／挨拶スル事有之。必勿受之。／又於途中は可為蹲踞也。／雨降とき可脱木履也。／納言已下雲客衆、右於／宮中は座にある時は速／座而一礼シ首ヲあげ手ヲ／突て可有應對候。行違／時は可為敬屈也。手を突テ／礼節スルハ過

分也。却而／可謂失礼。或は立ながら／言語、又は何ニ而も被授ときは、／中腰折。是ニ答フ可受之也。／又於途中乘輿タラバ、」（9オ）腰折一礼スベシ。雨降時歩行／たらば木履の緒ヲはづし、／於其上深ク可為一礼。同／乘輿勿論不脱木履也。

右条々常ニ不可忘怠。尤／毎年小番結改之時節、更／於番々徒頭人可示教。其時／可覽一統壁書也。若／聊於有違背心根者速可／蒙／氏神之御罰者。仍如件。 」（9ウ）

⑨

盟約 」（10オ）（10ウ空白）

誓約之事

夫国ハ神国也。朝廷は神道／の源旨にして、蒼生これ／を尊崇す。この故に紫微宮／天上共云り。又月卿雲客の名／あり。其次座ニ侍る銘々なれば／尤種姓を擇ばれてこれに／候す。こゝを以て名姓氏正敷／輩也。然共連々召代の風／儀を忘、放埒不法の進退数／多有之候間、身体を顧み／自今可相慎事。

一、御奉公向被入情被勤候へ共／猶以忠義可励事。

一、小番所廻御道具紛失損等／無之様、可被心懸事。／并中間諸具等も同前ニ有／之事。

一、堂上方馴あなどり無礼之進／退有之間鋪事。 」（11オ）

一、堂上方青侍中江不法の相拶／等可被慎候。此方より無礼之／義被慎候へば、先よりも慎／み有之事。

一、御台所向并仕丁等に至ま／で過分或不宜相拶無之／様可被心付事。

一、中間にても相拶且無礼／之進退有之間鋪候。尤無／遠慮互ニ、其非を被諫／令可被改候事。

一、大酒候て酒狂有之間鋪／事。

右ヶ条の通、無怠慢可被相／守候。若違犯の輩ハ、先祖の／神罰を可被蒙者也。仍／一統誓約連名如斯。

正徳四年午十一月日

藤野井周防印

毛利豊後印

大西隠岐印 一（11ウ）

橋本安房印

吉見伊豆印

⑩

誓約之事

一、御膳上り物の取あつかひ、御殿／廻御道具雜具にいたるま／で破損紛失なきやうに／相守り候事者尤面々覚悟  
／之事に候へども、別而向後／は心を付相慎候事、肝／要に候也。并御文庫一切之／御道具出入大切に籠末／  
なきやうに可仕事／同前候也。

一、御奉公大切にいたし忠孝／之道相嗜、各格式忘失／無之様ニ可被心得候。

一、於小番所起居進退等」（12才）粗暴のふるまひ有之間敷／候。尤堂上歴々に対して／失礼なく応対心をつ／け  
可被相慎候。菟角其／身の不敬より思ひよらぬ／事も出来候間、弱輩／之衆々別而平生のた／しなみ第一の事  
ニ候。

一、於清所口御用之諸具、朝／夕の認等に至までとり／あつかひ放埒なき／やうにかりにも不法粗／候てなきやう  
に戒あ／るべく候。

一、於小番所卑俗の戲雜／談可被相慎候。尤たがひ／に和談候て争論なく／老分の衆は弱輩之輩」(12ウ)へ何事も無如在指南／候而懇切に有度候。尤／着用之具まぎらは敷事／なきやうに可被相慎候。／銘々に古来族姓共  
／吟味、殊に／院之御制禁も有之／候上は、愈相互ニ吟味ある／べく候。

一、遊所の徘徊、群聚の戲／場、自古来御制禁候。弱／年の衆は別て物珍敷／人立の場所、往反不図／率爾の事出来候はゞ／臍をくひ候ともかへら／ぬ事、父祖の名も」(13オ)けがし、いひかひなき／仕方出来候ま、敬戒／第一の事候也。

一、小番所にかぎらず、他所／たりといへども、博奕／之類、勝負ケ間敷義、／堅可停止候事。

一、酒は量なしといへ／ども御制禁の三／献にすぐ間布候。

右ヶ条、自今別てたがひ／に可相慎候。／四海昇平／聖明の御代につかへ奉り／鏡の物を照すごとく／清粹に候へば、是非善悪」(13ウ)早速露見候。平生意風／雅の稽古は人々有度／事に候。能々思慮而／万事敬肝要に候。物／極而は改たまは必然<sup>(る脱カ)</sup>／の理に候へば、又元和寛／永の時節のやうに<sup>(召遣候半カ)</sup>□□□□也。面々思ひ／くたさぬやうに長久／に相勤度候。若違犯／之輩は先祖の神／罰ヲ可被蒙事／ニ候。仍而一統誓約／如斯ニ候也。

延享元年子十二月

松尾豊前相用」(14オ)

大西肥前親定

藤野井但馬成光

大賀常陸宗行

松平丹波為胤

(貼り紙) 藤島

盟約」(14ウ)

(2) 『非蔵人誓約等書留』(大―24)

⑪

誓約之事

禁裏 仙洞の昇殿を／ゆるされ 天顔を拝する／銘々なれば、各姓氏正敷／輩也。然共連々古代の／風義を忘放  
埒不法の／進退数多有之候間、／身体を顧、自今可／相慎事。

一、御奉公向人情相勤、／忠義專ニ可励事。

一、小番所廻り御道具は／勿論堂上方諸具／不寄何紛失損紛敷／後ろぐらき事無之／様ニ可心付事。并中間／諸具等、  
可為同前事。

一、堂上方ニ馴侮り無礼／の進退有之間敷事。

一、大酒にて高声不法の身体／有之間敷事。」

一、中間中不礼の挨拶／高声卑俗の戯、／雑談有之間敷、尤／遠慮第一、互ニ其非／を諫合、六間敷不／寄何事申合、  
私の／沙汰、蟲貞の沙汰／いたす間敷事。

右之ヶ条、無怠慢可相／守候。若違犯の輩／は、先祖の神罪を／可蒙者也。仍一統／誓約連名如件。

明和九壬辰年二月



(II—1) 『歎歌道之興廢俳諧長歌二首』

〔解題〕

本書は、その外題・内題の通り、歌道の興廢のさまを風刺した長歌形式の狂歌二首である。作者は「柿蒂人真似」を名乗るが実名は不詳。成立年時も未詳。但、本文中に「無錢」の語が用いられており、「からけつ」という言葉は文化文政期に流行したとされる(角川古語大辞典ほか)ところから、それ以降の江戸後期の成立と思われる。書誌事項は以下の通り。

整理書名、『歎歌道之興廢俳諧長歌二首』。著者、柿蒂人真似。整理番号、三一一五。目録通番、四六六。外題、「歎歌道之興廢俳諧長歌」(中央、打付書、墨書)。内題、「歎歌道之興廢俳諧長歌二首 柿蒂人真似」「寄縉紳家一首」(二丁表)、「寄縉流一首」(三丁表)。成立、江戸後期写。装丁、仮綴袋綴冊子。冊数、一冊。寸法、縦二二・六×横一六・六糎。丁数、全五丁。遊紙なし。料紙、楮紙。半丁に十行書。筆者不詳。狂歌四十七首を書き付けた折紙一紙が挟みこまれている。

二首とは、「寄縉紳家一首」と「寄縉流一首」である。一首目は、本文に「縉紳家」のルビとして「おくげたち」と振られているように、公家たちの和歌に関わつての振る舞いの実態が少々批判的に描かれる。同じく二首目は、寺中での歌会で専ら遊興に耽る僧侶の放埒ぶりがその対象となっている。

では、それらのありさまは誰の眼に映つたものなのか。長歌の詠作主体、柿蒂人真似は何者として設定されているのか。

「寄緝紳家一首」においては、詠作主体は、公家の宗匠に歌道入門をしているが、その入門に際しての経緯は、公家の方から「よびよせて 束脩なしの 御入門 表向には 此方から 鸞尾函を 献り」とある。貧乏公家の方から入門の話を持ちかけたのは、門弟にして使用人同様の働きをさせたいとの魂胆があつてのことであつた。公家が自邸で歌会を催す際に準備のために呼び出されるのは当然のこととしても、公家が参内する際などにも御供として駈り出される。

但、当の本人は必ずしも強いられて働かされているとして不満を漏らしているわけではない。「内に御参の 御供とて 彼維光の 扮し」と自らを「源氏物語」の惟光に擬えたり、「ひとり供 これも三国 揚名ノ 介とおもへば 腹た、ず」と駈り出され仕えていることに自足している。源氏物語世界への同化を好しとし、宮中に入出入りできることがまんざらでもないのである。

中に、公家の宮中への参内に御供し、主が退出する場面で、待ち侘びて主の脱ぎ置いた沓を枕のうたた寝をしていたところ、「非藏人に 御人と呼れ 手束弓（「立つ」との掛詞）」とある。非藏人から「御人」と呼ばれているので、当人は「非藏人」ではなく、より下位の人物になる。つまり、宮中や仙洞に仕えている者ではなく、和歌の師匠である公家のもとに入出入りをし、時に御供として宮中にも参内する地下人として設定されている。

この人物、和歌の道にはそれなりに熱心に取り組んでいるらしく、河東の聖護院の西にある公家の別荘で行われた内々の歌会にも出席を許されている。「その外列坐 人々は みな詠草を 奉る をりからわれも おくれじのまけじだましひ」を發揮して、提出する自詠には恃むところがある。しかも、「はしのかた 可然との 御点は こ、ろそまねど 染てかく 筆の墨と 朱とは いづれ弟子やら 師匠やら」と自らの詠草に対する師匠の合点・添削には甚だ不服である。それもそのはず、「大人とだに せめて一座の 人々に いはれま星を」と、「大人」と呼ば

れる地下の歌道師範となり、「わが家をさして 車とめ 馬つなぎをも 建並て 門外に市を なすよしもがな」と歌い納めて、多くの門人を抱えることを夢みているのである。

以上、「寄縉紳家一首」の詠作主体は、宮廷社会に連なろうとする志向を持つ地下人で、歌道に精進し、宗匠の指導には満足せず、あわよくば地下の和歌の宗匠として身を立てたいと願う人物であった。

次に、「寄縉流一首」の詠作主体は何者か。「寄縉紳家一首」と同じ人物としてよいのか。

冒頭に、和歌は「塵世に 塵塚よりも 多」く詠まれるので、「わがはきだめの 芥こそ 人のしもにや 朽果め」と謙遜しつつ自らも歌人であることを示し、「よし朽れとも 讃仏の 因をだにも むすばむと 家は出ても 世はすてぬ 法師の隊に 入相の」と続けて、俗人のままで和歌を通じて僧侶と交わる人物である。和歌に関しては、当人が師匠として僧の詠草を添削するが、「扱探題の 詠草は 朱弁慶に なほすのも 皆義経に しておけばいつも御機嫌 よしの山」、あるいは「仕様模様も ない歌は 褒ておくのが 方便ぞ」と僧侶のご機嫌取りに精を出し、「唯諸梵刹の 葺間と なつて鳴せば 法爾自然 名もたかくと 高頭目標 掲て歌店 出しやがほの」と歌道指南の看板を掲げ、地下の宗匠として押し出したいとの望みを持つ。最後に「青波柿 帯ながら ほしかたまりし 片山の 彌猴歌客と いはるべし」とあって、作者の「柿帯人真似」が当の本人であることが示される。つまり、「寄縉流一首」の詠作主体も地下の和歌宗匠として一家を為したい人物であり、「寄縉紳家一首」のそれと同じとして構わないのである。

しかし、では、そのような詠作主体、柿帯人真似をこの狂歌の作者としてよいだろうか。いや、内容が公家や僧侶の行いの実態を顕わにする狂歌であるからには、詠作主体が即ち作者ではなく、他に真の作者がいると考えるべきであろう。とすれば、どのような人物がふさわしいであろうか。

公家の和歌門弟の制度や実態に詳しく、参内の御供の故実にも通じ、寺院での僧侶の破戒ぶりを描き、「源氏物語三箇の秘事」（三国揚名の介）を話を持ち出し、「歌人は下手こそよけれ 天地が動揺しては堪らじと」（一首目冒頭）や「先生と称て唾壺 すてさゝれ」（二首目中ほど）と知られた狂歌や川柳を踏まえる人物である。特に参内の御供の故実と実態に詳しいことから、非藏人ならば右の条件を満たしていると言えるのではないか。

上掲の『非藏人盟約』の②の最後のところに「官暇にハ、学文手跡／風雅之道相嗜、上古の／風を学、心之内外に可／弁事専要々々」とあったように、非藏人は冷泉家などの宗匠家や小沢蘆庵の門人となり、自分たちでも稽古歌会を催すなど歌道に精進していた。堂上・地下双方の歌壇・歌人について通じてもいたと言えよう。同じく『非藏人盟約』の⑤の第五項には「於小番所卑俗の戯雑談可被相慎候」とある。その「卑俗の戯」に類するものとして、この狂歌が作られ興じられたとは考えられないだろうか。

先にも述べたが、文中に「非藏人に 御人と呼ばれ 手束弓」とあった。この一節により詠作主体が地下人と分かることになったのであるが、同時に「非藏人」ではないことが明示されていることになる。とするならば、逆に、この一節は公家や僧侶への表立つての批判が憚られる非藏人の立場から為されたカムフラージュなのではないか。ただし、作者の仲間内では読む人が読めば作者は分かるはず。カムフラージュも含めてその匿名性を楽しんでいるのである。

そもそも、本書は非藏人として宮中に仕えた藤島家の蘆庵文庫に伝わる。本文の筆者は未詳ながら、写し誤りは見られず、作者自筆とは限らずとも作者にごく近い人物の手になる可能性は低くはない。以上、本書を非藏人による手すさみと考えておきたい。

〔翻刻〕

歎歌道之興廢俳諧長歌 一（表紙外題）

歎歌道之興廢俳諧長歌二首 柿蒂人真似

## 寄締紳家一首

歌人は 下手こそよけれ 天地が 動揺しては 堪らじと よみしも実哉 今の世は 位があつて 無銭で 女の  
 不惚 締紳家 青樓へゆかれぬ 鬱悒ばらし 酒敵か たゞしまった 鉄漿臭 口誓ん たねにせうとか よびよせ  
 て 束脩なしの 御入門 表向には 此方から 鸞尾函を 献り 予が門人の 何某と 余所ではいはれ  
 不知恥で 如股肱 昵近て 御会始は 前日から 早朝参殿 仕 餅のかびやら 鯛の塩 払拭灑掃まで てつだ  
 へし 拝賀参向 勅使など 晴の行装（一オ） 供奉 無人のときは かたらはれ 一日ばれも 身におはぬ 淑  
 衣ならぬ 布衣 烏帽着たる その様は 鈴を忘れ 門祓 高天原も よれるほど をかしく候と 人やみむ ま  
 たはわたりの 侍臣 交代養父入 菅根の 日ながき春の おやとひに 内に御参の 御供とて 彼維光の 扮し  
 左に御沓 右の手に 御太刀もちて 御傘をも もたまくほしき 春陰 雨ちかげなる 飯殿 先にやどりし 衆  
 人は みな不知火の 筑紫人 陸奥人に あふごとく 話あはねば ならみくら 無言行するかと 余所にみむ  
 伸と欠の あひだには 頸さしのばし 御退出 いまやくと 透檜垣の 隙窺間も 久堅の 雲の（一ウ）上  
 には ちかけれど 落書だらけの 板じきに 小便の臭を 香具山に 衣ほすてふ 夏ちかき 日はくれかねて  
 蒸あつく 眠も沓の 飯枕 さめて片頬に つく砂を はらふまもなく 非藏人に 御人と呼れ 手束弓 はりあ  
 ひもなき ひとり供 これも三国 揚名ノ 介とおもへば 腹たゝず またあるときは 地下交り 内々当座を  
 聖護院 森の西なる 野はづれの 予が別荘へ 可来と命 承諾して 黄昏に 狐鳴野の 秋風も 身にしむ月の

夜行にて 馬糞でも ひろうかと 眉毛を濡す 樞市の 旅舎にはあらぬ わが宿の 軒端の松を あとにみて  
露おきあまる 草川の 木のくれ橋(2オ)の 危さは 泊瀬にかよふ こ、ちして 短 禪 鶴脛の 長暇を  
ゆけば 鴨川の 涯に短き あし垣は 彼別荘と おとなへば 御座はちかき 障子ごし こちやとのたまふ 御  
声に 応といらへて 膝行 傍をみれば 上座に 彼御出入の 替間兼医 次はむかしの 椎茸も 今は秋霖菌の  
つぼみめく 比丘尼頭は これぞ此 故殿の御代の 側室 その外列坐 人々は みな詠草を 奉る をりからわ  
れも おくれじの まげじだましひ 玉鉾の みちにてよみし 両三首 四ツ折出せば はしのかた 可然との  
御点は こ、ろそまねど 染てかく 筆の墨と 朱とは いづれ弟子やら 師匠やら あちらこちらも(2ウ)  
上下の わかちはうしや 大人とだに せめて一座の 人々に いはれま星を かつ竿の 雫ばかりの ゆかりよ  
り わが家をさして 車どめ 馬つなぎをも 建並て 門外に市を なすよしもがな

寄細流一首

志貴島の やまとことこの葉 塵世に 塵塚よりも 多かれば わがはきだめの 芥こそ 人のしもにや 朽果め  
よし朽るとも 讚仏の 因をだにも むすばむと 家は出ても 世はすてぬ 法師の隊に 入相の かねて如聞  
吾仏 我寺尊 あなたふと 鶯が産子の 鷹揚 気ばかり高 一山衆(3オ) 二乗根生 開縁覚 偏屈に 三無差別  
三六心仏は 口ばかり 出世仏法世間と わけへだて 世情にうとき 頓悟 ほんに無髪 梵子とて 赤衣を着る 我  
慢顔 増上慢の 狗賓 やま鼻涕の 二条棒 たらしたらされ 謁見せし 小侍も好男と 変成女 夜衾や蒲団の  
あげおろし 軟枕の 同寢席に ほりたてられし 竈戸令 竜將軍 護法神 坊幸 己ひとり とばかり誇る  
老幸と 同格らしく あしらはれ 師資共 呼渠奴 菟蕪頭 ふりまはし 酢で呑やうに いはれても 襟にと  
りつく 滑田もの 寺廻して 棋敵 茶会の客丁 参会の 陪宴などに たのまれて 午後早々(3ウ) 来てみ





## 〔Ⅱ—2〕 「狂歌書付一紙」

### 〔解題〕

「歎歌道之興廢俳諧長歌」に付随する「狂歌書付一紙」は、縦三〇・七×横四二・七糎、楮紙。折紙一枚。一行書きで、狂歌四十七首を列記する。作者名・題・詞書は各歌の右肩に朱書、最後の一首は歌の前に「跡付」と墨書。他に書き入れ等はなく、本紙の書写者、作成された目的などは不明。歌にも一見して共通性は見られず、配列についても同一作者の歌が連続して並ぶ部分がある以外に意図は見出せない。作者は石田未得（一五八七—一六六九、「みとく」、大田南畝（一七四九—一八二三、「ねぼけ」、朱楽菅江（一七四〇—一八〇〇）、元木網（一七二四—一八一、本のもくあみ）などの狂歌師の他、俳人横井也有（一七〇二—一七八三、「横井孫右衛門」、奥医師橋元周（一七二八—？）、四代目市川團十郎（一七一—一七七八）、五代目市川團十郎（一七四—一八〇六）などの人物も見え、さらには「京都町人」「不知」など個人が特定できない詠も少なくない。また、例えば二八首目「九十九夜」の歌は『後撰夷曲集』では岡田酒粕の作として掲出されるが（第四句「見初てわれは」）、本紙では石田未得の作とされるなど、依拠資料についても未詳である。ひとまず、本紙は複数の資料から狂歌が抜き書きされたものとは今は見えておきたい。ただ、最後に置かれた一首(7)のみは、朱筆の作者名が記されず「跡付」とあり、それまでとは書式が異なる。歌の内容「賤のめが殿上人にくどかれて下から上へとんと落けり」が非蔵人に身近な事柄に関わるものであることから、この書付自体が非蔵人の所為である可能性が考慮されてもよいのではなからうか。





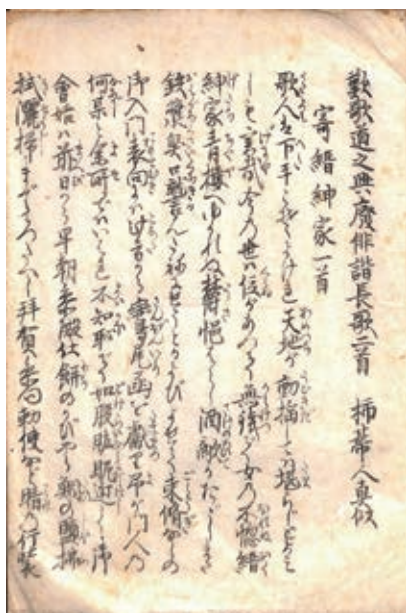
- (17) いにしへは子を尋たる隅田川今は人が御矢を尋る  
ねほけ
- (18) 朝よりよき御なをば給りて末男のさいにせよとは  
狂醫師せんしうあん
- (19) 春夏の気ちがいなれやきのふまでわらひし山に鳴時鳥  
あけらけんかう
- (20) 皆寄て何かちんぶん韓武帝人の座敷でははりふ人  
ねほけ、御厨子二
- (21) 寿を長地に打てやはら鼓た、つ狸のち、つ千代まで
- (22) 門たればもう春風がふくは内御庭外まで匂ふ梅が、  
ク、白川殿へめされて
- (23) 蚊のやうな蠅の様なる我くもをめしに付て罷出けり  
ク、退出之御
- (24) 世の中に蚊ほどうるさき物はなし文武といふて身をせめにけり  
岐草刀屋忠六
- (25) かちもふで祈るすあしのつめたさを君にしらせて足袋給へかし  
本のもくあみ
- (26) あせ水を流して習ふ劍術のやくにも立ぬ御代ぞ目出度  
ク、江戸御構に成
- (27) 青鑑といへ共もめる紙合羽ゆたんのならぬ天が下哉  
みとく
- (28) 九十九夜かよひし人の足づよや我はみてさへ腰をぬかすに
- (29) 隣には眠りながらのさよ碓打て替りてこちはねられず  
不知
- (30) 元乱れ末のつまらぬ恋ならばいつぞ私しはしの、とうまく  
山田主馬
- (31) 打まかす君としりせばつんくと振てみせたはわしがあざむき  
京都町人
- (32) 其まゝに置下の匂や仮り橋のしろきをみれば夜ぞ更にける  
江戸、借家へ捨子、家主
- (33) 捨米をひろひて大家餅につきうすより上てさとをたづぬる  
京寺田
- (34) をしませうかよしにせうかの両あんじいこか戻ろかふりみふらずみ

- (35) ねほけ物ごとは拍子違に成にけり舌鼓のみうつ、なの世や  
市川
- (36) 明星か茶屋の女によいもあり又首筋にあかつきもあり  
同俣団十郎
- (37) 楽しみは春の桜に秋の月夫婦中能三度喰めし  
不知
- (38) 其後はひろひてもなしみをの浦松に霞の衣かゝりて  
太田政之助
- (39) 宿かりし其時よりの鉢の木の名にこそつもれさの、白雪  
寄米恋
- (40) うすなさけ契りを米の春はて、こぬか〜と思くるしさ  
もくあみ妻、知恵内侍
- (41) 春雨のこぬかの様に降くるは雲のあなたに月や有らん  
朱楽菅江
- (42) かみなりの空に太鼓を打出して先今日は是切の春  
不知
- (43) 千金のよひとあたへは定れどねられぬ物よ春の暁
- (44) 千金に替ちとおもふ春の日も一兩日に成にける哉  
江戸、田子浦人
- (45) 江戸を立一二三四五日にまいこの宿に着にけるかな  
不知
- (46) 春風にすなをに成てなびけども雪には折てみせぬ青柳
- (47) 跡付 賤のめが殿上人にくどかれて下から上へ  
とんと落けり

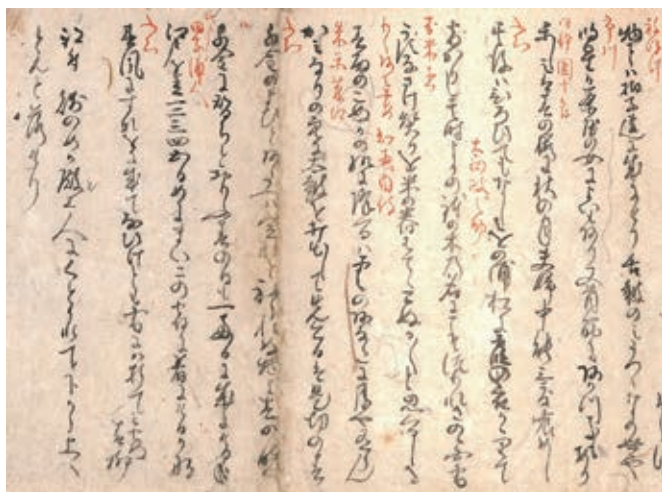
〈キーワード〉

誓約 狂歌 藤島宗韶 藤島宗順 非蔵人 新日吉





(II-1)『歎歌道之興廢俳諧長歌二首』 冒頭部分



(II-2)「狂歌書付一紙」 巻尾部分